**一般廃棄物処理業の許可申請について**

**一般廃棄物処理業（処分業）**

**１　提出書類**

押印廃止により、様式に変更がありました。（令和３年４月１日施行）

法律の改正（令和元年１２月１４日施行）に伴い様式及び添付書類に一部変更がありました。

（１）**許可申請書　　　　→様式（第３号様式）が変更されています**

　　　※ 保管を行う場合は、保管場所の面積と保管量の算出根拠を記載したものを添付

（２）定款又は寄付行為

（３）登記事項証明書　→　「履歴事項全部証明書」

（４）**成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・・・・・　法務局　　　→原則不必要**

申請者が法人の場合・・・・・・営業所代表、役員全員のもの

申請者が個人の場合・・・・・・本人のもの

（５）事業所名簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **様式１**

（６）役員名簿

（７）**欠格条項に該当しないものである旨の申出書** **様式２－１　→様式が変更されています**

（８）過去１年間の一般廃棄物処理実績報告書　 　 **様式３**

（９）取引予定事業所一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　 **様式４**

（10）事務所、事業場付近の見取り図

（11）事業の用に供する施設一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **様式５**

（12）施設の平面図 ・ 構造図等の図面

（13）最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類 ・ 図面

（14）処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類

（15）施設の写真

（16）施設の所有権（又は使用権限）を有することを証する書類

（17）市税の納税証明書・・・市収税課で取得できます

（18）産業廃棄物処理業許可証のコピー（産業廃棄物処理業許可業者のみ）

（19）「**一般廃棄物処理施設設置許可証**」又は、「**産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」に係る受理書**のいずれかのコピー

**２　申請手数料**　　８，０００円

**３　提出期限**

　更新申請の場合は**許可期間満了の３０日前までに**、新規申請の場合は、**許可希望日の３０日前までに、**

申請書を提出してください。**（申請を受け付けてから、許可証の交付まで４週間程度日数を要します。）**

**※ 上記申請書類はすべてそろってから提出してください。**

**担当：環境部 ごみ減量課 ごみ業務係 TEL：０８９７－６５－１２５２**

**一般廃棄物処理業（処分業）の許可を受けるまで**

**第７条**

６　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

　　【廃棄物の処理及び清掃に関する法律　抜粋】

（１）**許可期間**　　２年間　【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の８】

（２）**許可条件　及び　許可基準**

　【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１０項（抜粋）】

　　市町村長は、第６項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1．当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

2．その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

3．その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

4．申請者が次のいずれにも該当しないこと。

**イ**　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

**ロ**　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

**ハ**　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

**ニ**　この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

**ホ**　第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

**ヘ**　第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

**ト**　ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

**チ**　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

**リ**　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

**ヌ**　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

**ル**　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

　　【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の４（抜粋）】

第二条の四　法第七条第十項第三号(法第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

イ　施設に係る基準

(１)　浄化槽(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(２)　その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(３)　保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ　申請者の能力に係る基準

(１)　一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(２)　一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

イ　施設に係る基準

(１)　埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(２)　海洋投入処分を業として行う場合には、一般廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

ロ　申請者の能力に係る基準

(１)　一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(２)　一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

【新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第６条（抜粋）】

一般廃棄物処理業等の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

(1)　申請者が市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。

(2)　申請者が自ら業務を実施する者であること。

(3)　省略

(4)　一般廃棄物処分業にあっては、法第7条第10項の規定に適合していること。

(5)　省略

* **法令等に沿っての書類審査、現場確認等を行い、許可をします。（申請から約１カ月）**

**一般廃棄物処理業（処分業）の許可を受けた後**

**注意事項**

1. 許可業者は、一般廃棄物の処分を、他人に委託してはならない。また、許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはいけません。
2. 許可期間は２年間です。自ら期間をチェックし、許可期限の３０日前までに更新の手続きを行ってください。
3. 申請書に記載した事項に変更、業務の廃止（休止）が生じたときは、変更が生じた日から１０日以内に変更届を提出して下さい。
4. 事業範囲の変更を行う場合は、事前に事業範囲変更許可申請書を提出して下さい。
5. 一般廃棄物処分業者は帳簿（１年ごとに閉鎖，５年保存）を備え、記載しなければなりません。

記載事項・・・受け入れ又は処分年月日，受け入れた場合には、受入先ごとの受入量，処分した場合には、処分方法ごとの処分量，処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

1. 関係法令、市の遵守事項等を守り、適正な運営をして下さい。

**上記の件若しくは関係法令等は、違反すると注意・指導，許可の取り消し、又は法律に則った懲役又は罰金刑等になりますので、遵守するようお願いします。**